

## 「オフィス eo 光電話」の提供条件について

以下の事項は「オフィス eo 光電話」のご利用にあたり重要となる事項ですので、十分ご理解いただいた上でお申し込みください。

### 1. サービス名称およびサービス提供者

サービス名称 : オフィス eo 光電話

サービス提供者 : 株式会社オプテージ

#### (お申し込み承諾に係る制約条件)

本サービスは大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、福井県の一部の弊社が指定するエリア内に限りお申し込みいただけます。ただし、ご利用の建物・周辺の状態などによりご利用いただけない場合がございます。また、工事完了まで期間を要する場合もございます。

オフィス eo 光電話をご利用される際は、必ず弊社がお届けする光電話スイッチ・ゲートウェイをご利用(レンタル)してください。他社製 IP 電話スイッチ・ゲートウェイおよびお客さま所有の IP 電話スイッチ・ゲートウェイのご利用はできません。

オフィス eo 光電話をご利用いただくには、オフィス eo 光ネットのご契約が必要となります。オフィス eo 光電話のみのご利用はできません。

#### (利用上の制限事項)

停電時、メンテナンス時および障害発生時は、オフィス eo 光電話はご利用になれません。携帯電話や公衆電話をご利用ください。

オフィス eo 光電話で使用する電話機、FAX などはお客さままでご用意ください。なお ISDN 電話機・FAX、G4FAX 機器はご利用になれません。

(注) G3FAX 機器のご利用は可能ですが、通信環境条件などにより伝送品質が保てない場合があります。

BRI ゲートウェイの接続は S/T 点接続のみとなります。U 点接続はできません。

オフィス eo 光電話からの国際通話 (FAX、携帯電話含む) に関しては、国際伝送路における劣化の発生や相手国の通信事情などにより、ご利用いただけない場合がございます。

光電話ゲートウェイから PBX または電話機までの接続および設定はお客さま側でお願いいたします。電話配線につきましてもお客さま側でご用意ください。電話機とインターホン機器などを共用している場合については、別途配線工事が必要となる場合があります。

オフィス eo 光電話で現在ご利用の NTT 電話番号 (ダイヤルインサービス/i・ナンバーサービスの追加番号、二重番号サービスの副電話番号等以外) を継続利用される場合、マイライン/マイラインプラスは、自動的に解除されます。なお、マイライン/マイラインプラスと同時に登録された各種割引サービスについては、料金が発生する場合がありますので、お客さまにて登録された電話会社に利用終了の連絡が別途必要になります。

電話会社を自動的に選択する ACR 機能 (スーパー-ACR、-LCR、コミスタなど) が動作している場合はオフィス eo 光電話が正常にご利用できません。お客さまにて電話機の ACR 機能停止や ACR アダプタの取り外しをお願いいたします。

オフィス eo 光電話では、以下のサービスをご利用いただくことはできません。

- ・ダイヤルアップによるインターネット接続
- ・CS 放送や BS・地上デジタル放送、ケーブルテレビなどでのペーパービュー、双方向サービス
- ・ゲーム機、通信カラオケ、クレジットカード端末、公営競技の在宅投票システムなどダイヤルアップ接続によるモデム通信を利用するサービス
- ・ノーリング通信 (ガス/水道などの遠隔検針制御など)
- ・信号監視通信 (警備会社などのホームセキュリティサービス、LP ガスのガス漏れ集中監視システムなど)
- ・ホームエレベーターの非常時連絡用回線

( ) 一部のクレジットカード端末、遠隔検針・制御サービスやホームセキュリティサービスおよび LP ガスのガス漏れ集中監視システムまたはホームエレベーターの非常時連絡用回線はご利用可能な場合がありますので、ご利用のサービス会社までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

オフィス eo 光電話では、以下のダイヤルを利用した通話を行うことはできません。

- ・ ISDN のサブアドレスを指定したダイヤル
- ・ 電話会社を選択するダイヤル (001、0030～0089、00200～00299、009100～009199)

着信課金電話サービスを利用してオフィス eo 光電話に着信する場合は、別途、着信課金電話サービス提供事業者との契約が必要になります。

- ・ オフィス eo 光電話での利用の可否など、詳細は着信課金電話サービス提供事業者までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

その他、重要事項ご案内書類 P9 「『オフィス eo 光電話』ご利用になれないサービス」に示すサービスについてはご利用になりません。

IP 電話非対応の 110 番、119 番非常通報装置 は接続できません。

- ( ) 非常ボタンなどを押すことにより 110 番 (警察) 119 番 (消防) へ自動的に発信し、発信元の情報を自動音声で伝える装置。
- ( ) IP 電話対応の非常通報装置であっても、動作の可否については弊社では保証いたしかねます。詳しくはご利用のサービス会社までお問い合わせください。

## 2. 契約の解除について

オフィス eo 光電話の契約の解除により不要となった光電話スイッチ・ゲートウェイは、お客さまにて取り外していただき、オプテージ所定の場所にご返却していただきます。

オフィス eo 光電話のアクセス回線としてご利用中の弊社オフィス eo 光ネットの契約を解除された場合はオフィス eo 光電話の契約も自動的に解除となります。

## 3. 緊急通報について

緊急通報番号 (110、118、119) へダイヤルされた場合は、お客さま情報 (ご契約住所・氏名・電話番号) が緊急通報受理機関 (警察・海上保安・消防機関) に通知されます。この場合、お客さまが電話番号を相手に通知しない回線毎非通知をされている場合であっても、お客さま情報が緊急通報受理機関に通知されます。

ご契約の回線終端場所の住所以外からオフィス eo 光電話を利用して緊急通報 (110、118、119) されると、所轄の緊急通報受理機関 (警察・海上保安・消防機関) へ正しく接続できない、あるいは発信場所の情報が正しく通知されません。

緊急通報番号の前に「184」をダイヤルされた場合には、お客さま情報の通知を行いませんが、人の生命、身体、自由または財産に対する危険が切迫していると認められ、かつ緊急通報受理機関から要請があった場合には、お客さま情報を通知いたします。

## 4. 電話帳について

オフィス eo 光電話にてご利用される電話番号を NTT 電話帳 (ハローページ、タウンページ) へ掲載希望される場合は、オプテージへのお申し込みが必要となります。なお、NTT 電話帳への掲載は、次回発行分以降からとなります。

(注) ハローページの発行終了に伴い、掲載エリアによっては弊社によるハローページの掲載受付を終了している場合がございますので、あらかじめご了承ください。

NTT 電話帳の配布を希望される場合は、別途タウンページセンタ (0120-506-309) へご連絡願います。

NTT 電話帳の配布は有料です。料金および支払い方法については上記タウンページセンタにお問い合わせ願います。

- (注) 弊社は、104 番号案内・NTT 電話帳掲載を希望されるお客さまの個人情報 (氏名・住所・電話番号など) を NTT 西日本が運営管理する番号データベース (TDIS) に登録いたします。TDIS に登録された個人情報は、104 番号案内や「ハローページ」、「タウンページ」などの電話帳掲載に使用されるほかに、NTT 西日本から番号案内・電話帳発行を業務する他の事業者へ提供されることがありますので、あらかじめご了承ください。

## 5. 電話番号について

オフィス eo 光電話で利用する電話番号は、以下のうちどちらをご利用されるかお申し込み時にご選択していただけます。

現在ご利用の NTT の電話番号を継続利用 (番号ポータビリティ)

- (注) 番号ポータビリティ手続きの際、電話番号の継続利用可否確認や利用休止の代行申し込みのために、弊社と NTT 西日

本および現在ご利用中の電話会社との間で、お客様の氏名・住所・電話契約状況などの情報を交換しますので、あらかじめご了承ください。

弊社が提供する新規電話番号を利用

(注) お客様による電話番号の指定・選択はできません。

番号ポータビリティをお申し込みになられた場合は、NTT 電話からオフィス eo 光電話への切替工事日を別途調整させていただきます。

次の場合、現在ご利用の電話番号の継続利用はできません。この場合、弊社より新しい電話番号をご提供いたします。(NTT 契約を休止される場合は、お客様にて休止手続きをしていただく必要があります。)

NTT 交換機が番号ポータビリティに対応していない場合。

NTT 西日本ひかり電話にて発番された電話番号をご利用の場合。

NTT 西日本以外の事業者の電話サービスで、その事業者が発行した電話番号をご利用の場合。

現在ご利用の NTT 電話番号登録住所と異なる住所でオフィス eo 光電話をご利用の場合。

(注) 現在ご利用の NTT 番号を継続利用できる場合があります。詳しくは(事務所移転の場合について)をご確認ください。

現在ご利用の電話番号の契約者(名義人)の許諾を得られない場合。

現在ご利用の電話番号の加入権について、質権、差し押さえがある場合。

番号ポータビリティ手続きを行う際に、事業者間で個人情報の交換を行うことについて、お客様のご了承を得られない場合。

(NTT の一般加入電話で電話加入権をご利用中の場合について)

番号ポータビリティをご利用の場合、NTT の一般加入電話が利用休止になる場合があります。(お客様自身での休止手続きは不要です。)

NTT 一般加入電話の休止手続き完了後、NTT 西日本より休止連絡票がお客様に送付されます。休止連絡票は、大切に保管してください。

NTT 一般加入電話の利用休止期間は原則として 5 年間です。お客様の申請により 6 年目以降の休止期間延長が可能ですが、延長を行わない場合は更に 5 年間経過した時点で NTT の電話加入権が失効となりますのでご注意ください。

NTT 一般加入電話の休止に伴い、休止対象の電話番号(オフィス eo 光電話において利用する電話番号)にてご利用中の NTT 西日本の付加機能サービス、割引サービスなどは契約解除となります。あわせて、レンタル電話などの機器リース(NTT リース)は、オフィス eo 光電話加入に伴いご利用ができなくなります。

(NTT の一般加入電話でライトプランをご利用中の場合について)

番号ポータビリティをご利用の場合、NTT の一般加入電話が契約解除になる場合があります。(お客様自身での契約解除手続きは不要です。)

NTT 一般加入電話の契約解除に伴い、契約解除対象の電話番号(オフィス eo 光電話において利用する電話番号)にてご利用中の NTT 西日本の付加機能サービス、割引サービスなどは契約解除となります。あわせて、レンタル電話などの機器リース(NTT リース)は、オフィス eo 光電話加入に伴いご利用ができなくなります。

(NTT 以外の電話サービスをご利用中の場合について)

番号ポータビリティをご利用の場合、現在ご利用中の電話サービスが契約解除となる場合があります。

(注) 弊社へ番号ポータビリティされない番号の契約については提供元事業者へご確認ください。

現在ご利用中の電話サービスの契約解除に伴い、契約解除対象の電話番号(オフィス eo 光電話において利用する電話番号)にてご利用中の付加機能サービス、割引サービスなどは契約解除となります。

(事務所移転の場合について)

事務所移転の場合、弊社でご提供する電話番号をご利用で、かつ市外局番が同じ(市内通話)エリアに移転される場合に限り、移転後も同じ電話番号をご利用いただけます。NTT 電話番号を継続してご利用されている場合には、市外局番が同じエリアに移転される場合でも、NTT の電話番号がご利用いただけない場合がございます。この場合、移転後の電話番号として弊社から新し

い電話番号をご提供いたします。050 で始まる電話番号は継続してご利用いただけます。

## 6. ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、1 電話番号あたりの料金を、お客さまがご利用になる電話番号 の数に応じてご負担いただきます。

( ) 基本電話番号および追加電話番号 (OAB-J 電話番号および 050 電話番号) のすべてが対象となります。

この1 電話番号あたりの料金は、ユニバーサルサービス制度 1 に基づく番号単価 2 により設定しています。なお、料金については音声利用 IP 通話網サービス契約約款または弊社ホームページ等にてご確認ください。

( 1 ) ユニバーサルサービス制度とは、ユニバーサルサービス提供事業者 (NTT 東日本・西日本) のユニバーサルサービス (加入電話、公衆電話、緊急通報などの国民生活に不可欠な電話サービス) の提供を確保するために必要な費用を、一定規模以上の電話会社で応分負担する仕組みです。

( 2 ) 番号単価は、ユニバーサルサービス制度によって定められるものであり、原則として年に一度 (1 月) 見直しされます。詳しくは、一般社団法人電気通信事業者協会のホームページ (<https://www.tca.or.jp/universalservice/>) にて、ご確認ください。

ユニバーサルサービス料は、オフィス eo 光電話の月額料金とあわせて毎月ご請求いたします。

オフィス eo 光電話を月の途中でご提供開始・契約変更・契約解除した場合、開始月・変更月・解除月とも日割り料金をご請求いたします。

## 7. 電話リレーサービス料について

電話リレーサービス料は、1 電話番号あたりの料金を、お客さまがご利用になる電話番号 の数に応じてご負担いただきます。

( ) 基本電話番号および追加電話番号 (OAB-J 電話番号および 050 電話番号) のすべてが対象となります。

この1 電話番号あたりの料金は、電話リレーサービス制度 1 に基づく番号単価 2 により設定しています。なお、料金については音声利用 IP 通話網サービス契約約款または弊社ホームページ等にてご確認ください。

( 1 ) 電話リレーサービス制度とは、手話通訳者などがオペレータとして聴覚や発話に障害のある方による手話・文字を通訳し、電話をかけることにより、聴覚障害者等と耳の聴こえる方の意思疎通を仲介するサービスの提供を確保するために必要な費用を、一定規模以上の電話会社で応分負担する仕組みです。

( 2 ) 番号単価は、電話リレーサービス制度によって定められるものであり、原則として年に一度見直しされます。詳しくは、一般社団法人電気通信事業者協会のホームページ ([https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/)) にて、ご確認ください。

電話リレーサービス料は、オフィス eo 光電話の月額料金とあわせて毎月ご請求いたします。

オフィス eo 光電話を月の途中でご提供開始・契約変更・契約解除した場合、開始月・変更月・解除月とも日割り料金をご請求いたします。

提供条件については 2021 年 7 月 1 日現在のものです。弊社は、この提供条件を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の提供条件によります。

サービスの新規契約、契約変更、解約に関するお問い合わせ先 ：オフィス eo 光インフォメーションデスク (0120-933-998)
---